

地域支えあい活動のための 個人情報の手引き



令和7年4月

東海市

～はじめに～

地域支えあい活動登録団体では、高齢者等の見守り、交流・健康づくり、生きがい創出、生活支援等の地域を支える取り組みが行われています。これらの活動では、支援が必要な方の個人情報を知ることや、その情報を共有することがあります。

このような中、個人情報について正しい知識を持ち、適切な管理・利用をすることが、地域との信頼関係を築き、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながります。

この手引きでは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に触れながら、個人情報の管理と利用にあたり、注意すべき点等について整理し、具体的に説明しています。

個人情報は正しく活用することで活動の幅が広がる一方、権利が侵害されるリスクもあることをご理解いただきながら、今後の地域福祉活動の参考にしてください。

～目次～

1	個人情報保護に関する基礎知識	P. 1
2	個人情報を集めるとき	P. 3
3	個人情報を管理するとき	P. 5
4	個人情報を共有するとき	P. 6
5	個人情報の取り扱いに関する Q&A	P. 7
6	個人情報に関する相談窓口	P. 9

1 個人情報保護に関する基礎知識



(1) 個人情報保護法ってどんな法律？

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利や利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。

(2) そもそも個人情報とは？

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだと分かるもの。

団体が氏名と関連づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。

例えば…

見守り対象者 A さんの氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成、職業等の情報を地域支えあい団体が管理していれば、それらは全て対象者 A さんの個人情報となります。

(3) 団体等との関係は？

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的に制定され、平成 17 年 4 月に施行されました。平成 29 年 5 月までは、5,000 件を超える個人情報を利用している事業所が対象だったため、小規模な団体などには、法律の適用はありませんでした。

しかし、平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正され、その施行日である平成 29 年 5 月 30 日以降は、地域活動やボランティア活動などの地域団体を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った適正な取り扱いの確保が必要となりました。

これら団体等が個人情報保護法の対象になるからといって、個人情報を活用してはいけないということではありません。

(4)個人情報保護法の基本ルール

個人情報保護法の個人情報の取り扱いの基本は、「自分の情報が、どこでどのように扱われるかを自分で決められること」です。

基本ルールを踏まえ、上手に活用しましょう。

集めるときのルール

個人情報を集めるときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。

本人以外から集めるときには、原則、本人の同意を得て、適切に記録すること。

管理するときのルール

取得した個人情報は安全に管理し、適切に廃棄すること。

共有するときのルール

個人情報は、決めた目的の範囲内で共有すること。

第三者提供のルール

第三者に個人情報を提供する場合は、事前に本人の同意を得て、適切に記録すること。

開示等のルール

本人から個人情報の開示や訂正、利用停止等を請求された場合には、原則、応じること。

2 個人情報を集めるとき

(1) 利用目的と情報の内容を決める

何に使うのかをしっかり定めます。どんな目的で集めるのか、また、その目的のためにどのような個人情報が必要なのかをできる限り具体的に明らかにしましょう。

〈一般的に想定される利用目的の例〉

- ・「会議の開催連絡や活動にかかる会員相互の連絡、会費の徴収等、会の運営のために利用する」
- ・「災害時の避難、救助活動等に必要となるため名簿を作成し、万が一の時に活用するため」など

〈収集する個人情報の例〉

- ・連絡する際に必要な基本的な事項
【氏名、住所、電話番号】
- ・必要に応じて収集する情報
【FAX、メールアドレス、生年月日、世帯人数など】
- ・見守り対象者など要支援者の把握では・・・
【災害時の支援に必要な情報（障害や健康状況など）】

適切な範囲の情報を集めることが大切です。

(2) 利用目的を伝えて同意を得る

個人情報を得るときには、あらかじめ本人にその利用目的をお伝えして同意を得なければなりません。集めた情報は、その目的でしか利用できません。

※ 相手が納得できるよう、丁寧に説明、確認をしましょう。

- ※ 口頭で伝えた場合は、同意した日時、同意の範囲、同席した人の氏名を記録しておくで安心です。
- ※ 利用目的を変更する場合は、必ず本人に伝えましょう。

(3) 第三者から個人情報の提供を受けるとき

第三者等、本人以外から得た情報を本人の同意なく利用することがないようにしましょう。また、原則として提供を受けたことを記録して3年程度保存することが望ましいです。

(4) 団体を脱退した後について

団体を脱退した後も、守秘義務は継続されます。正当な利用なく、活動で知りえた情報を漏らしたりすると、懲役または罰金が科せられる可能性があります。

団体を脱退した後も、個人情報の取り扱いには十分お気を付けください。

3 個人情報管理するとき

(1) 安全管理を徹底する

集めた個人情報は、盗難や紛失、情報漏えいがないよう、
厳重に保管し、安全に管理しましょう。



〈具体的な管理方法の例〉

- ・ 個人情報を管理する責任者等の体制を明確にする。
- ・ パソコンで個人データを管理する場合、ウイルス対策ソフトを導入する。
- ・ パソコン上で管理する名簿等は、パスワードを設定する。
- ・ 漏えいや紛失をした際、だれに報告するか事前に決めておく。
- ・ 盗難を防止する（個人情報が含まれる書類や USB メモリー等の施錠保管など）。
- ・ 保管している個人情報が不要になった場合は確実にデータの削除や廃棄を行う。

(2) 苦情があった場合は速やかに対応

個人情報の取扱いに関する苦情等には、丁寧に説明し、適切な対応に努めなければなりません。対応が難しい事案は、高齢者支援課へご相談ください。

(3) 本人からの「個人情報の開示」には応じる

団体において保有する個人情報について、本人から開示請求を受けたときは、個人情報保護法の規定に基づき、原則、開示しなければなりません。

ただし、開示により本人や第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合には、開示しないことができます。



4 個人情報共有するとき

(1) 目的の範囲内で利用する

個人情報を集めた時は、決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。例えば、会員名簿を作成する場合、「会員名簿を作成し、会員に配布して共有するため」など利用目的を伝えた上で個人情報を取得した場合は、同意を得たことになるため、会員に名簿の配布をすることが可能です。

(2) 利用目的を超えて個人情報を利用するとき

(第三者へ個人情報を提供するとき)

原則として**改めて本人から同意を得る**必要があります。



情報を集めた時に決めた利用目的を超えて利用する例として、他の団体や町内会・自治会、地縁団体など、第三者に個人情報を提供する時は、原則としてあらかじめ本人の同意が必要なほか、第三者に提供したことを記録して3年程度保存することが望ましいです。

※ 本人の同意を得ずに第三者に提供できる例外

法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産の保護に必要な場合などは例外的に、本人の同意を得ず、提供できるとされています。

しかしながら、警察、行政を語った詐欺事件なども多発しているため、電話などの問い合わせについては細心の注意を払いましょう。

(3) 目的によって内容を選択

集めた個人情報をそのまま提供することはせず、その目的によって提供する内容を選び、必要最低限の情報のみを選択するように注意しましょう。

5 個人情報の取り扱いに関する Q&A



1.すでに配布した会員名簿はどうすればよいか



団体の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特に問題はありません。しかし、本人の同意を得ていないと考えられる場合や、不明な場合、また第三者からの情報を得た場合については、改めて同意を得る必要があります。

2.同意は口頭でもよいか

口頭でも大丈夫です。しかし、同意を得た日時や内容などの記録を残しておく必要があります。また、本人の判断能力が不十分である場合、親権者や法定代理人等から情報を得ることは可能です。

3.個人情報の取扱ルールを定めるべきか



個人情報保護法上の義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。ルールを定めることで、団体の中での取扱いが明確となり、より安心して個人情報を提供いただけることにつながるため、利用目的や集める情報の内容・範囲・管理方法など、各団体で個人情報を管理・運営するためのルールを定めることを推奨します。

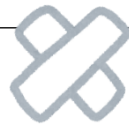
4.氏名のみでも「個人情報」に含まれるか

氏名のみであっても、特定の個人を識別することができるものと考えられるため、「個人情報」に含まれます。



5. 個人情報を紛失してしまった場合の対応は

法律では、過失に対する罰則は規定されていません。ただし、「不当な利益を図る目的で提供又は盗用した場合」は、状況によって、損害賠償請求等がされる可能性があるため、各団体であらかじめ定めたルールに沿って対応することが必要となります。（責任者への連絡、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止案の策定など。）



6. 罰則の対象者は

法律では、「個人情報取扱事業者の役員、代表者又は管理人若しくはその従業員又はこれらであった者」とされているため、代表、役員等が該当します。

7. 緊急時に、名簿の情報を地域で活用できるか

法律に基づき、大規模災害や事故等の緊急時など、人の生命、身体等を保護する必要があり、本人の同意を得ることが困難なときは、地域で情報を共有し、安否確認や避難支援に活用することができます。



【手引きのまとめ】

- 個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にし、きちんと管理することで、地域の方々と良好な関係で活動が行えます。
- 活動を行う上で個人情報を利用する必要があることを理解していただき、安心して情報を提供いただくようにしましょう。

6 個人情報に関する相談窓口

個人情報のことや制度についての質問は「個人情報保護委員会」へご相談ください。個人情報保護委員会とは、個人情報の有効性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。

制度についての一般的な質問にもお答えしています。

個人情報保護委員会

個人情報保護法相談ダイヤル

電 話 03-6457-9849

受付時間 午前9時30分～午後5時30分
(土日・祝日及び年末年始を除く)



活動物品（平成25年6月作成）



ワッペン



ピンバッチ



発行元

東海市役所 市民福祉部 高齢者支援課

住所：東海市荒尾町西廻間2番地の1（東海市しあわせ村）

電話：0562-689-1600（代）